

日野町監査委員告示第8号

地方自治法第199条第1項および第2項に基づき、令和6年度に実施した定期監査結果を別紙のとおり公表する。

令和7年3月27日

日野町代表監査委員 東 源一郎

定期監査結果

1. 監査日時および 令和6年9月24日（火）午前9時00分～午前10時35分
監査場所 日野町役場 4階 監査委員室
2. 実施監査委員 東 源一郎 ・ 川東 昭男
3. 監査対象機関 農林課
4. 監 査 対 象 農林課の分掌する事務全般および次の事項について
主たる監査事項 ○各集落の「地域計画」策定の取組状況について
○町内の生産森林組合の施業・管理状況、町の森林振興の現状と課題について
5. 監 査 手 続 令和6年度監査計画に基づき資料の提出を求め、所属長および担当者から説明を受け、質疑応答を交え実施した。
6. 監 査 の 結 果 「地域計画」は、高齢化等による農業者の減少が進む中、農地の集約や誰が地域の農業を担い、農地を守るのか等を、農業者や地権者が計画を策定する過程で話し合い、明確化することが重要である。

8月末時点での策定状況ならびに策定が進んでなさそうな農業組合には、行政等から支援策の要否の照会をされたとの説明を受けたが、未策定の地域での苦勞されている点を聞き出し、すべての農業組合が期限である令和6年度中に策定できるよう、今後もJAや農業組合と連携して取り組まれない。

当町は森林面積が6,100haと町面積の52%を占めており、綿向生産森林組合など近畿でも有数の生産森林組合もある。しかしながら、各組合の主な収入は木材売上よりも電力会社からの貸付料が大きく、区からの補填や組合員からの負担金を徴収している組合もあるなど経営は厳しいのが実態であった。

また、近年は整備していない森林が多くなり、森林の境界明確化が難しくなっているのが現状である。生産森林組合への補助や境界明確化などに森林環境譲与税の活用を検討するなど、後世につながる森林保全に努められたい。